

一目でわかる！

# インボイス の手引き

実務編

改定版





## 監修：小野谷 雄志

東京税理士会 神田支部  
税理士法人MYユニット（税理士法人番号第1524号）  
代表社員税理士

税理士法人MYユニットは経営者及びその従業員の全てを幸せにすることを使命とし、『みんなをワクワクさせます』を社訓とする会計事務所です。現状分析から経営計画書を通し、お客様と夢を共有し深く永い関係を築くことで夢を実現いたします。



# はじめに

令和元年10月1日の消費税率の引上げとともに消費税軽減税率制度が導入されました。令和5年10月1日からは適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。軽減税率が導入されたことで、8%と10%の消費税が混在するようになったため、売り手と買い手双方が正確な税額を確認できるように導入される制度です。

事業を営むほとんどのの方に関係し、インボイスを発行する場合には申請・登録をして必要事項を記載した請求書を準備しておくことなどが必要になります。

本冊子では、制度導入までと導入後の措置が一目でわかるスケジュールやインボイス制度に対する理解を深めるための仕入税額控除についての解説をはじめ、インボイス制度導入に伴う実務を行うための請求書等の作成に関する注意点や確認事項などを、具体的な事例を交えてわかりやすく解説しています。

本冊子をご活用いただき、必要な経理処理等を把握して、滞りなくインボイス制度に対応していただくための一助となれば幸いです。

また、実務編となる本冊子に先立ち、基本的な事項をまとめた冊子も作成していますので、併せてご活用ください。



2023年2月現在の情報をもとに作成しています。

全国の商工会では、インボイス制度はもとより、各種経営に関するご相談に対応しています。インボイス制度に関することはもちろん、各種経営上のお悩みにつきましても、最寄りの商工会へご相談ください。

最寄りの商工会は右の二次元コードにアクセスし商工会名で検索をお願いします。地域を選択してお近くの商工会を探すこともできます。

[https://www.shokokai.or.jp/?page\\_id=1754](https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754)



# CONTENTS

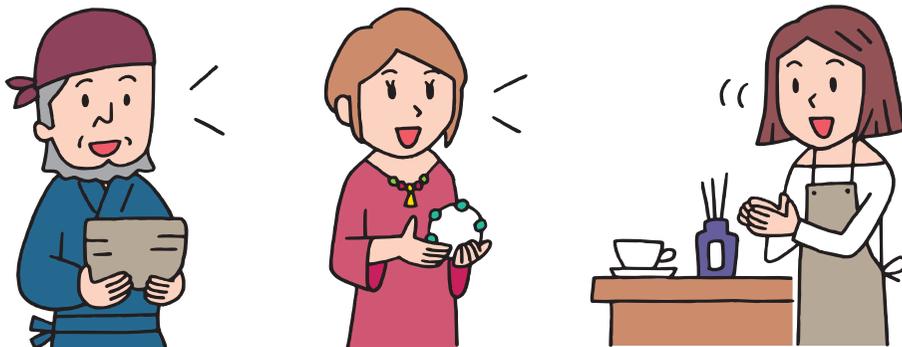
一目でわかる導入スケジュール	4
制度スタート後の特例措置など	6
登録申請書の書き方	8
登録申請の流れ	10

## 1章 インボイスの基本を抑えよう

1-1 インボイスとインボイス制度	12
1-2 仕入税額控除のおさらい	14
1-3 免税事業者が登録を判断するフローチャート	16
1-4 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の納税額の特例措置	18
1-5 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の申告納税シミュレーション	19
Column 免税事業者がインボイス登録事業者となり簡易課税を選択する場合	20

## 2章 インボイスの実務を確認しよう

2-1 インボイスの記載事項を確認	22
2-2 消費税の端数処理は税率ごとに1回のみ	26
2-3 返品や値引きなどには適格返還請求書が必要	28
2-4 一括値引きをした場合、按分計算で対処できる	30
Column インボイスに屋号の記載OK! 公表には届出を	32



## 3章 経理上の注意事項を確認しよう

- 3-1 インボイスの交付や保存が免除されることはありますか? ..... 34
- 3-2 社員の出張旅費、宿泊費、通勤手当など、  
インボイスを受け取れないときはどのように対処すればよいですか? ..... 36
- Column** インボイス制度の帳簿記載と保存 ..... 37
- 3-3 口座振替や振込による事務所賃貸料の決済なども仕入税額控除できますか? ..... 38
- 3-4 取引先に経費を立替払いしてもらったら、どのように対処すればよいですか? ..... 39
- 3-5 請求期間がインボイス登録日をまたぐ場合、どのように発行すればよいですか? ..... 40
- 3-6 免税事業者からの課税仕入れにはどのように対処すればよいですか? ..... 42
- 3-7 インボイスの保存方法を確認したいのですが? ..... 44
- Column** インボイス制度と電子帳簿保存法 ..... 46

## 4章 こんなときどうする?

### [委託販売、受託販売]

- 4-1 商品を委託販売しているのですが、インボイスはどうすればよいですか? ..... 48
- 4-2 商品を受託販売していますが、同時に自身の商品も販売する場合は  
区別して発行するのでしょうか? ..... 49
- Column** 取得した家事共用資産の消費税額は事業用部分を按分して計算 ..... 50

### [中古品の取扱い]

- 4-3 中古車販売業をしているのですが、  
消費者からの仕入れも仕入税額控除できますか? ..... 51

### [JV(企業共同体)を組成する場合]

- 4-4 JVを組成して建設工事を行う場合、インボイスは各社が発行しますか? ..... 52
- Column** 独占禁止法上、問題となる行為の例 ..... 54

- 
- インボイス導入に関する補助制度を活用しよう ..... 56
  - お問い合わせ先一覧 ..... 57

# 一目でわかる導入スケジュール

インボイスを発行するには、税務署に申請して登録事業者になる必要があります。登録申請の流れと、制度スタート後の免税事業者等からの仕入税額控除の経過措置について確認しておきましょう。

＼制度スタート！／

令和3年  
10月1日

令和5年  
3月31日

令和5年  
9月30日

令和5年  
10月1日

## 区分記載請求書等保存方式

登録は  
始まっています。

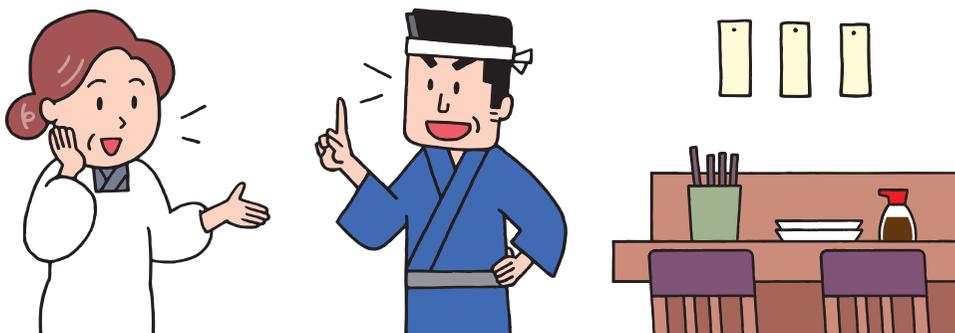
制度開始時から導入するには、令和5年9月30日までに登録申請を終える必要があります。

※原則、令和5年3月31日までが申請期限ですが、税制改正により、令和5年9月30日が申請期限となる対応がなされました。

## 仕入税額控除の経過措置

※42ページ参照

80%





令和8年  
10月1日

令和11年  
10月1日

# 適格請求書等 (インボイス) 保存方式

免税事業者等からの仕入税額控除に係る経過措置期間

控除可能

50%控除可能

控除不可



# 制度スタート後の特例措置など

免税事業者がインボイス制度を機にインボイス発行事業者になる場合、インボイス制度が始まってから一定期間、納税額の特例措置の特例措置や、事業規模により少額取引の特例措置があります。その期間について確認しておきましょう。

※インボイスの登録は任意で、強制するものではありません。



＼制度スタート!／

令和5年  
10月1日



インボイス制度導入を期に、免税事業者からインボイス発行事業者になった場合

納税額の特例措置

※18ページ参照

簡易課税制度選択届出書

※19ページ参照

中小事業者(★)の場合

※35ページ参照

少額取引の特例措置

※35ページ参照

令和5年10月1日～令和期間（個人は令和5年和8年分の申告まで）

納税額が売上税額の2

税込1万円未満の課税仕入



令和8年  
10月1日

令和11年  
10月1日

## 適格請求書等 (インボイス) 保存方式

8年9月30日を含む課税  
10~12月の申告から令

割に軽減



令和5年10月1日~令和11年9月30日を含む課税期間

簡易課税の適用を受けようとする課税期間中に提出

令和5年10月1日~令和11年9月30日

れはインボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能

# 登録申請書の書き方

インボイス発行事業者の登録申請書は、国税庁のサイトからダウンロードできます。法人も個人事業者も同じ書類を使用します。

**住所** 法人、個人事業者とも記入します。法人の場合は、本店または主たる事務所。公表されるのは法人だけです。※個人事業者が公表を希望する場合は「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出します。

第1-1)号様式  
国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

令和 年 月 日

住所又は居所  
(法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地  
(フリガナ) (〒 - - - - -) (電話番号 - - - - -)

納税地  
(フリガナ) (〒 - - - - -) (電話番号 - - - - -)

氏名又は名称  
(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名

税務署長殿  
法人番号

この申請書に記載した次の事項(○印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に記載されるとともに、国税庁ホームページに公表されます。  
1 申請書の氏名又は名称  
2 法人(人格のない社団等を除く。)については、本店又は主たる事務所の所在地  
なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。  
また、常用漢字等を使用して公表する中で、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。  
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□に印を付けてください。  
 課税事業者  免税事業者  
 ※ 次票「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次票「免税事業者の確認」欄も記載してください。(詳しくは記載事項等をご確認ください。)

令和5年3月31日(特定期間の規定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することによってなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税理士署名  
(電話番号 - - - - -)

受理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	年 月 日	届出	年 月 日
入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	済	未済	個人番号カード通知カード・通知封筒	届出
登録番号	T						

注 1 記載事項明細書の上に記載してください。  
2 税務署長宛は、記載しないでください。  
3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次票)」を併せて提出してください。

インボイス制度

**氏名または名称**  
法人、個人事業者とも記入します。  
※個人事業者で、屋号の公表を希望する場合は「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出します。

**法人番号**  
法人番号がある法人は番号を記載します。

**課税事業者か 免税事業者か** ★  
提出時点の状況をチェックします。

登録申請を行う時期などによって、記入内容が少し異なります。そのほか、詳しくは国税庁のサイトでご確認ください。



免税事業者がインボイス発行事業者になると、申請書の提出日に関わらず、令和5年10月1日の登録日以降の取引について消費税の申告が必要となります。

ただし、提出時点では免税事業者でも、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要となります。

### 免税事業者の確認

★で「免税事業者」をチェックしたら、次の①～③をすべて満たす場合は下、それ以外は上をチェックします。

- ①提出時点で免税事業者
- ②翌課税期間（法人は次の決算期、個人は翌年）から課税事業者になる
- ③課税事業者となる課税期間の初日が下記のどちらか

- ・令和5年9月30日以前で、令和5年10月1日からインボイスの登録を受ける
- ・令和5年10月1日以降で、課税期間の初日からインボイスの登録を受ける

個人事業者は個人番号も記載し、本人確認書類の写しを添付します。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次業）

氏名又は名称

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第4条第4項の規定の適用を受けようとする事業者

個人番号

生年月日（個人）又は設立年月日（法人）

明記 ○大正 ○昭和 ○平成 ○令和

業種

登録希望日

令和 年 月 日

課税期間の初日

令和 年 月 日

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日まで有効となる旨を記載する必要がある。

課税事業者です。  
※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者」欄のいずれかの事業者を選択する場合は、「はい」を選択してください。

納税管理人を定める必要のない事業者です。  
（「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）

納税管理人を定めなければならない場合（国税滞納防止法第1条）  
【個人事業主】 国内に住所及び事務所（事務的及び商業的を兼ね、）を有せず、又は前しないこととなる場合  
【法人】 国内に本店または主たる事務所を有しない個人で、国内にその専ら納税の申請書を作成し、又は前しないこととなる場合

納税管理人の住所を教えてください。  
（「はい」の場合は、前記納税管理人の住所も記載してください。）  
〒 年 月 日

消費税法に違反して罰金以上の刑に処されたことがなければ、「はい」の場合は、次の質問にも答えてください。）

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していません。

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

### 登録希望日

令和5年10月1日を希望するなら記載不要。  
令和5年10月2日以降を希望するなら日付を記入。

### 課税期間の初日

令和5年9月30日以前に課税事業者となるなら、令和5年9月30日以前の日を記載可能（ただし、登録年月日は令和5年10月1日）。

### 登録要件の確認

- A 免税事業者で、インボイス発行事業者の登録を受ける場合は、「はい」をチェック。
- B 法人：国内に本店または主たる事務所を所有していれば、「はい」をチェック。  
個人：今後海外に移住する人は、「いいえ」をチェックして、納税管理人を記入。それ以外の人は「はい」をチェック。
- C 消費税法に違反して罰金以上の刑に処されたことがなければ、「はい」をチェック。※加算税や延滞税は罰金ではありません。

※より詳しい内容は8ページのQRコードにアクセスし、「登録申請書の書き方フローチャート」をご確認ください。

# 登録申請の流れ

## STEP 1

### 登録申請書を作成

申請書は税務署で入手するか、国税庁のサイトからダウンロードすることができます。



## STEP 2

### e-Taxか郵送で税務署へ書類を提出

e-Taxによる登録申請の場合は、事前に電子証明書（マイナンバーカード等）と利用者識別番号等（e-Taxでの取得も可能）を準備してください。

郵送で申請する場合は、所轄税務署ではなくインボイス登録センターへ郵送します。



## STEP 3

### 税務署で審査



## STEP 4

### 登録通知書の交付



インボイス登録番号は「T」+「13桁の数字」です。法人番号を持っている課税事業者は、T+法人番号。それ以外の課税事業者（個人事業者や人格のない社団など）の13桁の数字にはマイナンバーの数字は使用せず、法人番号とも重ならない事業者ごとの番号が割り振られます。一度決まった登録番号を変更することはできません。

## STEP 5

### 国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに登録番号が掲載される

個人事業者で適格請求書発行事業者公表サイトへ屋号の公表を希望する場合は、「適格請求書発行事業者の公表（変更）申出書」を提出する必要があります。※32ページ参照



# 1章

## インボイスの基本を 抑えよう



# インボイスとインボイス制度

インボイスの実務に対応するため、インボイスとはなにか、インボイス制度とはどういうものか、基本的な事項を確認しておきましょう。

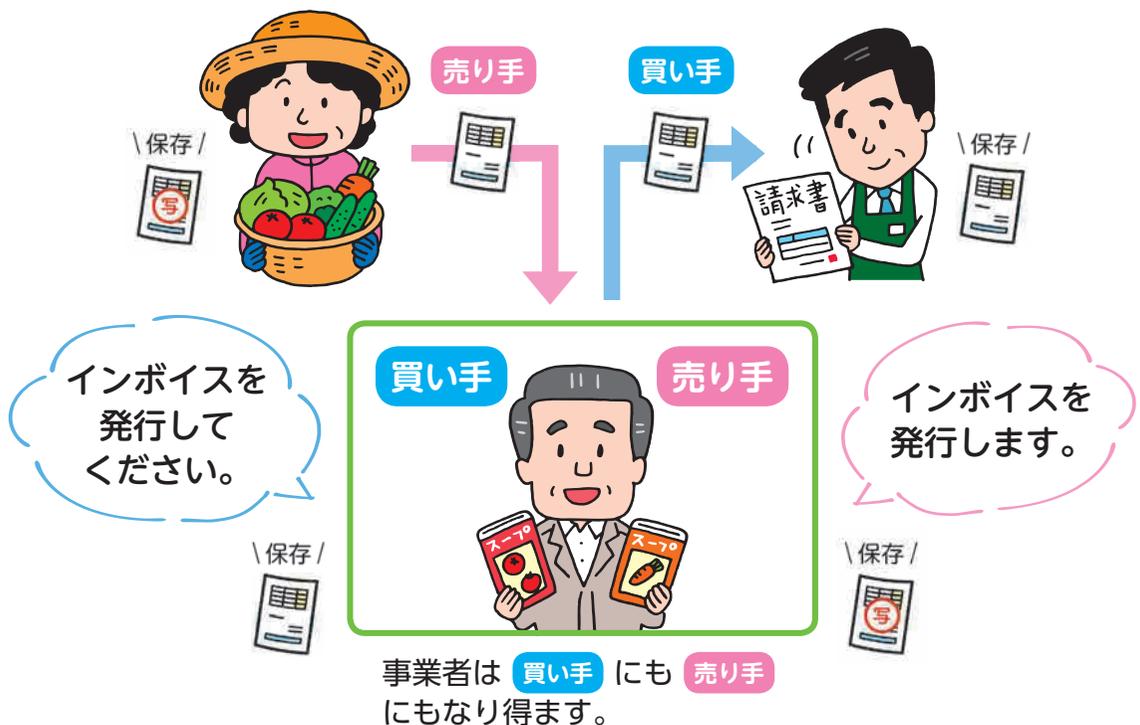
## 👉 インボイスって何？

インボイス＝「適格請求書」は、取引のとき、必要なものを購入する **買い手** と、それを売る **売り手** でやり取りします。「必要なもの」は物品だけでなく、サービスなども含まれます。**買い手** は、このインボイスがないと消費税の仕入税額控除を受けることができません。\*

※インボイスに必要な事項が記載され、取引相手が発行した請求書等を保存することで仕入税額控除を受けられます。ただし、簡易課税事業者の場合を除きます。

## 👉 インボイス制度って何？

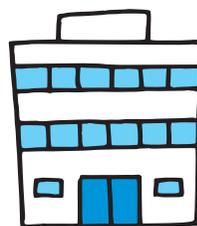
インボイス＝「適格請求書」を発行したり、受け取って保存したりするルール、「適格請求書等保存方式」のことです。



## 👍 インボイスを発行するには？

インボイスは、「適格請求書発行事業者」（インボイス登録事業者）しか発行できません。そのためには税務署に課税事業者として、申請をし、登録をしなければなりません。

登録手続きは令和3年10月1日から始まっています。税務署への手続きについては、4～10ページを参照してください。



## 👍 インボイス制度に関わるのはどんな事業者？

インボイス制度は **売り手** にも **買い手** にも影響を与えるため、ほぼすべての事業者に関わりがあります。



### 簡易課税を選択していても関係あり？

**売り手** となる場合→ 簡易課税制度を選択していて、一般消費者のみに販売しているなら、影響は少ないと考えられます。しかし、売上先に消費税を納税している事業者がある場合は、インボイスの発行を求められるなどの影響があります。

**買い手** となる場合→ 消費税納税にはみなし仕入率<sup>※1</sup>を用いるので、仕入れにかかるインボイスは必要ありません。<sup>※2</sup>

※1 20ページ参照

### 免税事業者なら関係ないでしょ？

**売り手** となる場合→ 免税事業者はインボイスの発行や保存などの必要はありませんが<sup>※2</sup>、売上減少などの可能性があるため、影響がないとは言えません。<sup>※3</sup>

**買い手** となる場合→ 免税事業者はインボイスの発行を求める必要はありません。

※2 ただし、所得税法や法人税法上は保存が必要です。

※3 基本的には、免税事業者のままでインボイス制度スタート後も納入先に消費税を請求できればスタート前と手取り金額は変わりません。しかし、消費税を請求しない場合は、その分手取り金額が少なくなることになります。

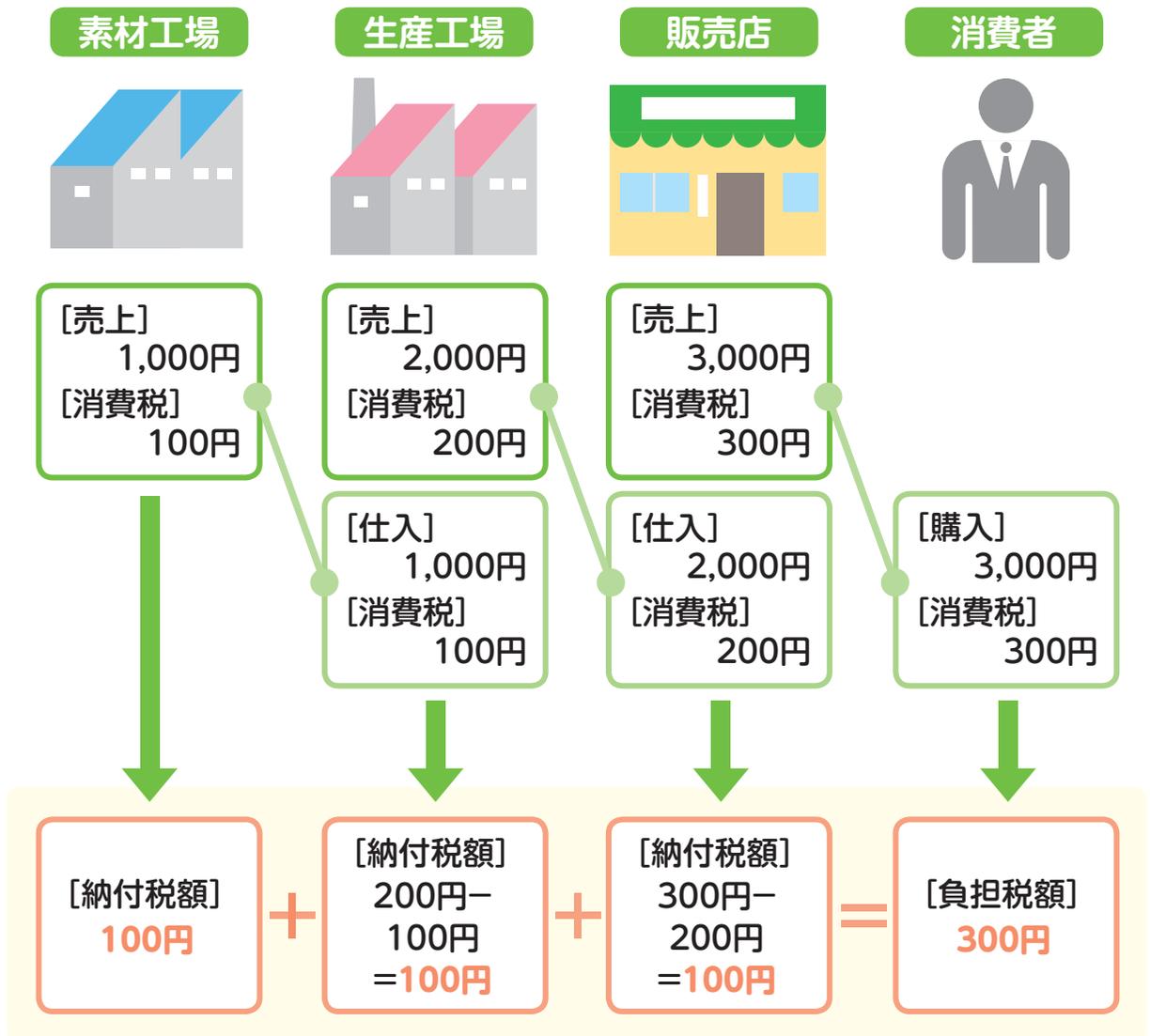


# 仕入税額控除のおさらい

仕入税額控除は納付する消費税を計算する際の仕組みです。  
理解を深めるために消費税の負担と納付、試算方法を確認しておきましょう。

## 消費税の負担と納付の仕組み

仕入税額は、「課税仕入れ等に係る消費税」のこと。消費税の申告では、課税売上に係る消費税額から、これを控除して計算します。生産や流通で支払いのたびに発生する消費税の二重課税を解消するための方法です。



## 👉 納税する消費税の試算

税込表示の決算書では、次の方法で納付する消費税が試算できます。

### ● 本則課税の試算

$$\text{売上高} \times \frac{10}{110}^{\star} - \left( \begin{array}{c} \text{売上原価} \\ + \\ \text{販管費} \end{array} - \begin{array}{c} \text{給料} \\ \text{社会保険料} \\ \text{保険料} \\ \text{租税公課等} \end{array} \right) \times \frac{10}{110}^{\star}$$

※食料品等で軽減税率8%の場合は、★の数値が8/108となります。

### ● 簡易課税の試算

$$\text{売上高} \times \frac{10}{110}^{\star} \times \left( 1 - \text{みなし仕入率} \right)$$

※食料品販売等で軽減税率8%の事業者は、★が8/108となります。

※みなし仕入率 卸売業：90%、小売業：80%、製造業・建設業等：70%、飲食業等：60%、  
運輸通信・金融・保険・サービス業：50%、不動産業：40%

※20ページ参照

消費税を納付するとき、  
売上等で発生する消費税  
から支払った消費税を引  
くことを「仕入税額控除」  
といいます。

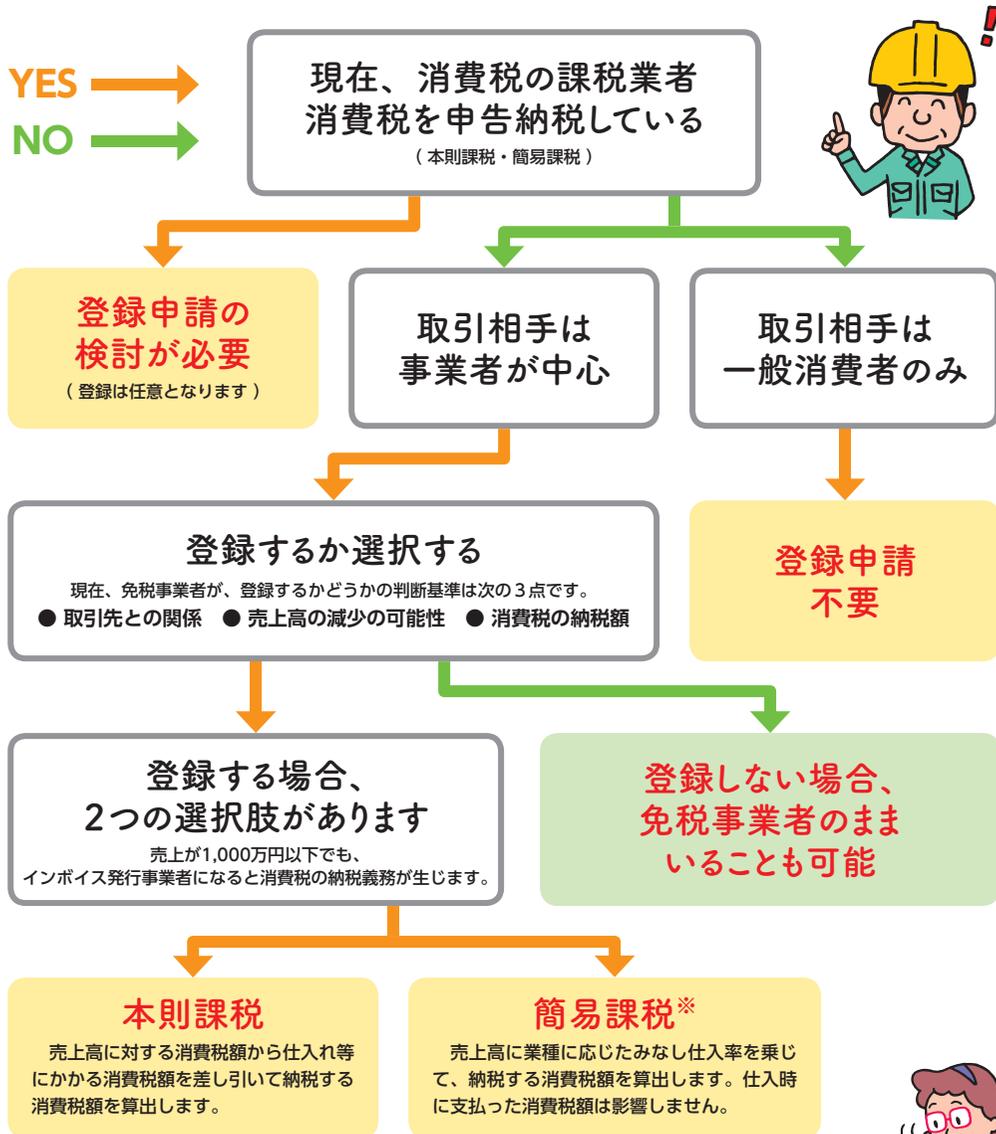


最終的な消費者が、全体  
の消費税を負担します。  
製造者や販売者は、最終  
消費者に代わって消費税  
を国に納付しています。

# 免税事業者が登録を判断するフローチャート

免税事業者については、事業者が「登録するかどうかを判断する」こととなり、下のチャートのような選択肢が考えられます。自分に当てはめて、フローチャートでチェックしてみましょう。

登録しない場合には、自社の取引にどのような影響があるか、あらかじめ考えておく必要があります。※インボイスの登録は任意で、強制するものではありません。



※20ページ参照

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、約3年間は納税額が売上税額の2割に軽減される負担軽減措置を選択することができます(事前届出不要、確定申告時に選択)。  
※18ページ参照

## インボイス発行事業者となるための登録

原則として免税事業者がインボイス発行事業者になるには、次の2つの書類を税務署へ提出する必要があります。

**A 適格請求書発行事業者の登録申請書**

**B 消費税課税事業者選択届出書**

※簡易課税を選択する「消費税簡易課税制度選択届出書」とは異なります。



### ● 登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日まで

上記期間の属する課税期間においては、

**A 適格請求書発行事業者の登録申請書**のみの提出でOKです。事業年度の途中から登録することもできます。



### ● 登録日が令和11年10月1日以降

原則通り、

**A 適格請求書発行事業者の登録申請書**と  
**B 消費税課税事業者選択届出書**の提出が必要です。



## 登録通知と登録の効力開始

登録申請をしてインボイス発行事業者登録簿に登録されると、登録通知が届きます。申請してから登録通知が届くまでの期間は、そのときの登録申請書の提出状況により異なります。登録されると、国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに掲載されます。

登録の効力開始は通知を受けた日ではなく登録日です。

このため、登録日から登録通知を受け取るまでに区分記載請求書等を発行済みの場合、登録者番号などの必要事項を書面で通知すれば、改めてインボイスを発行しなくてもOKです。



# 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の納税額の特例措置

インボイス制度を機に免税事業者がインボイス発行事業者となる場合、令和5年10月1日から約3年間の課税期間、売上税額の2割を納税額とすることができます。

## 対象期間

令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

※個人事業者は、令和5年10月～12月の申告から令和8年分の申告までが対象

## 納税額の計算例

売上：700万円（消費税額70万円）

経費：300万円（消費税額30万円） ※サービス業 の場合

### 本則課税の場合

70万円-30万円  
=40万円

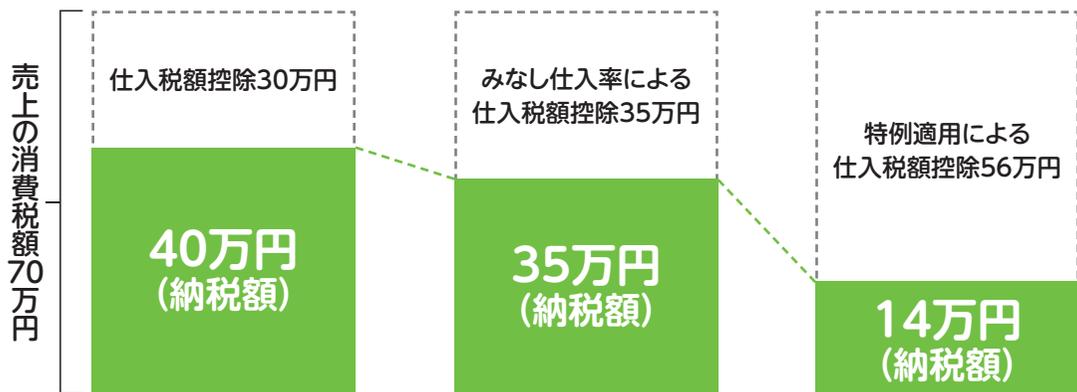
### 簡易課税の場合

70万円-35万円\*  
=35万円

※サービス業のみなし仕入率は50%のため、70万円×50%  
※20ページ参照

### 特例の場合

70万円×2割  
=14万円



この特例を適用すれば、売上・収入を税率（8%・10%）ごとに把握するだけで申告書が作成できます。  
事前の届出も不要です。 確定申告の時に特例を適用するかどうかを選択して、確定申告書に記載すればOKです。



# 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の申告納税シミュレーション

免税事業者がインボイス発行事業者となり、納税額の特例を適用したのち簡易課税を選択する場合の例をご紹介します。

例) サービス業の個人の場合 課税期間：1月1日～12月31日

	時期	決算・申告等	納税の形態	決算内容／納税額の計算例
	令和5年10月	適格請求書等発行事業者として登録	免税→課税	
令和5年分	令和5年12月	決算	令和5年1～9月免税 令和5年10～12月課税 (特例を選択)	売上：500万円 (消費税額50万円) 経費：100万円 (消費税額10万円) 売上：200万円 (消費税額20万円) 経費：50万円 (消費税額5万円)
	翌年3月	令和5年度確定申告、消費税納税		<b>特例を選択</b> ← 納税額：20万円×2割=4万円 (参考) 簡易課税の場合 20万円-10万円 <sup>※1</sup> =10万円
令和6年分	令和6年12月	決算	令和6年1～12月課税 (特例を選択)	売上：700万円 (消費税額70万円) 経費：150万円 (消費税額15万円)
	翌年3月	令和6年度確定申告、消費税納税		<b>特例を選択</b> ← 納税額：70万円×2割=14万円 (参考) 簡易課税の場合 70万円-35万円 <sup>※1</sup> =35万円
令和7年分	令和7年12月	決算	令和7年1～12月課税 (特例を選択)	売上：700万円 (消費税額70万円) 経費：150万円 (消費税額15万円)
	翌年3月	令和7年度確定申告、消費税納税		令和6年分と同様 ←
令和8年分	令和8年12月	決算	「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出 <sup>※2</sup> 令和8年1～12月課税 (特例を選択)	売上：700万円 (消費税額70万円) 経費：150万円 (消費税額15万円)
	翌年3月	令和8年度確定申告、消費税納税	令和8年9月30日を含む課税期間まで特例を選択できます。	令和6年分と同様 ←
令和9年分	令和9年12月	決算	令和9年1～12月課税 (簡易課税を選択)	売上：700万円 (消費税額70万円) 経費：150万円 (消費税額15万円)
	翌年3月	令和9年度確定申告、消費税納税		簡易課税を選択 ← 納税額：70万円-35万円 <sup>※1</sup> =35万円

※2 「消費税簡易課税制度選択届出書」は納税額の特例の取り扱いが終了する令和8年9月30日を含む課税期間までなら、いつ提出してもOK。提出の有無に関わらず、この期間は2割の特例を適用することができます。

法人の場合は、決算後2か月以内に消費税の申告納税を行います。



※1 簡易課税を選択すると、みなし仕入率が適用されます。サービス業のみなし仕入率は50%のため、20万円×50%=10万円、70万円×50%=35万円  
※20ページ参照

# 免税事業者がインボイス登録事業者となり簡易課税を選択する場合



本来、簡易課税を選択する場合には、**課税期間の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」**を税務署へ提出する必要がありました。

しかし、インボイス制度の開始により、免税事業者がインボイス登録事業者となり、簡易課税を選択する場合、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間においては、**簡易課税の適用を受けようとする課税期間中に提出すればOK**です。

課税期間の途中からの登録が認められるので、簡易課税も課税期間の途中からで良いことになります。

## 簡易課税って何？

簡易課税制度では、課税売上に係る消費税額に税法上定められた「みなし仕入率」を乗じて計算します。みなし仕入率は業種別に定められています。

●卸売業	90%
●小売業	80%
●製造業・建設業等	70%
●飲食業等	60%
●運輸通信・金融・保険・サービス業	50%
●不動産業	40%

簡易課税制度を選択できるのは、前々事業年度の課税売上高が5,000万円以下の事業者です。



## 消費税の計算

登録日から事業年度終了の日（個人事業主の場合は12月31日）までの課税売上をもとに、みなし仕入率を用いて計算します。登録日の前日までの売上は免税となるので、注意が必要です。

## 申告期限と納付期限

- [法人の場合] 一般的には事業年度終了の日から2か月以内
- [個人の場合] 翌年3月31日まで

## 2章

# インボイスの実務を 確認しよう



# インボイスの記載事項を確認

インボイスの基本的な記載例を挙げますので、確認しておきましょう。  
取引先コードによる記載や仕入明細等による記載、複数の書類による対応も可能です。

## インボイスの基本記載例

**請求書**

令和5年11月30日  
(株) ▲▲▲▲  
登録番号 T1234...

発行者の氏名または名称

受領者の氏名または名称 → (株) ○○○御中

インボイス登録番号

令和5年11月分 131,200円 (税込)

軽減税率適用の表記

日付	品目	金額
11月1日	鶏肉 ※	10,000円
11月1日	アルミホイル	2,000円
.	.	.
.	.	.
合計		120,000円
消費税		11,200円

取引年月日 → 11月1日

取引内容 →

取引金額

適用税率ごとの消費税額

適用税率 → (10%対象 88,000円 内消費税8,000円)  
(8%対象 43,200円 内消費税3,200円)

適用税率ごとの合計額

※は軽減税率対象品目



現在「区分記載請求書」を発行していれば、追加項目は太字の3つです。

(10%対象	<b>80,000円</b>	消費税8,000円)
(8%対象	<b>40,000円</b>	消費税3,200円)

※は軽減税率対象品目

適用税率ごとの合計額は税込・税抜  
どちらの表記でもかまいません

## 取引先コードによる記載例

インボイスには「発行者の氏名または名称」と「インボイス登録番号」が必要ですが、次の場合には請求書等に取引先コードなどを記載することで、この記載があるものとして取り扱われます。

- 登録番号と紐付けて管理されている取引先コード表などを相手方と共有している
- 買い手も取引先コード表などから登録番号が確認できる

→「発行者の氏名または名称」と「インボイス登録番号」の省略可

**請求書**

令和5年11月30日

取引先コード S\_00112

(株) ○○○御中

令和5年11月分 131,200円 (税込)

11月1日	鶏肉 ※	10,000円
11月1日	アルミホイル	2,000円
.	.	.
.	.	.
.	.	.
合計		120,000円
消費税		11,200円

(10%対象 88,000円 内消費税8,000円)  
(8%対象 43,200円 内消費税3,200円)

※は軽減税率対象品目

## 仕入明細書等による記載例

買い手が発注書等で注文し、売り手が請求書を発行しない場合には、買い手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することでも仕入税額控除の適用を受けることができます。

ただし、記載するインボイス登録番号は相手方（売り手）のもの（※1）で、課税仕入れの相手方（売り手）の確認を受けたもの（※2）に限られます。



※1  
課税仕入れの相手方のインボイス登録番号

**仕入明細書**

令和5年11月30日

(株) ○○○

送付後一定期間内に連絡がない場合、確認済とします

(株) ▲▲▲御中

登録番号T1234...

令和5年11月分 131,200円 (税込)

日付	取引	仕入金額 (税込)
11月1日	鶏肉 ※	(8%) 10,000円
11月1日	アルミホイル	(10%) 2,000円
.	.	.
.	.	.

合計  
10%対象 仕入金額80,000円 消費税8,000円  
8%対象 仕入金額40,000円 消費税3,200円

※は軽減税率対象品目

※2

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法の例

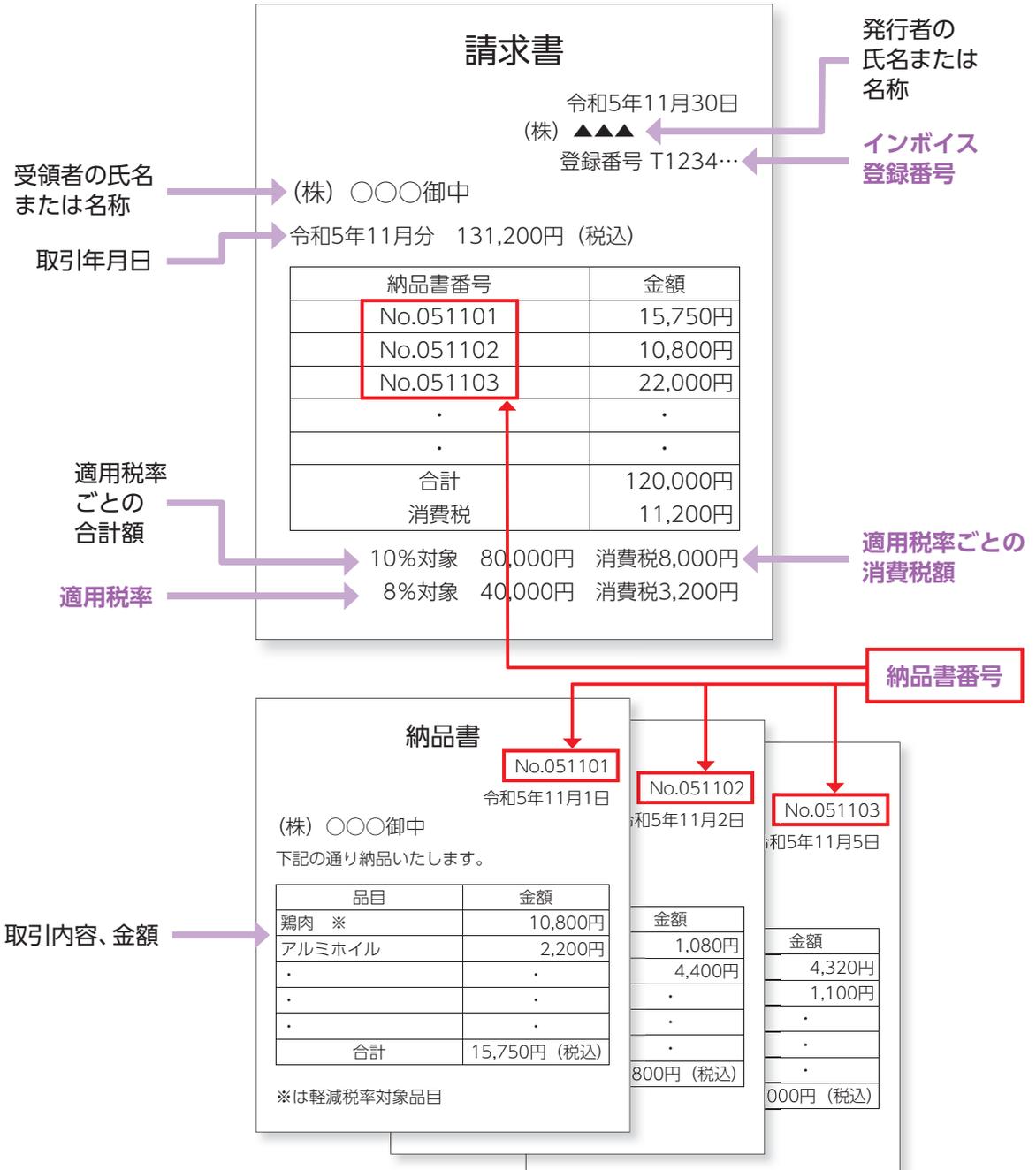
- ①仕入明細書に左のような文言を記載する
- ②書類に確認済の署名などをもらう
- ③受注・発注のオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ④電子メールで確認した旨の返信を受け取る

※ほかの記載は左ページの請求書の記載に準じる。



## 複数の書類で対応する場合の記載例

インボイスは、一定の事項が記載された請求書等のことですが、**1枚の書類ですべての記載事項を満たさなくてもかまいません**。請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、合わせてひとつのインボイスとすることができます。商品等を順次納品し、1か月分をまとめて請求する場合などは、この方法で対処できます。



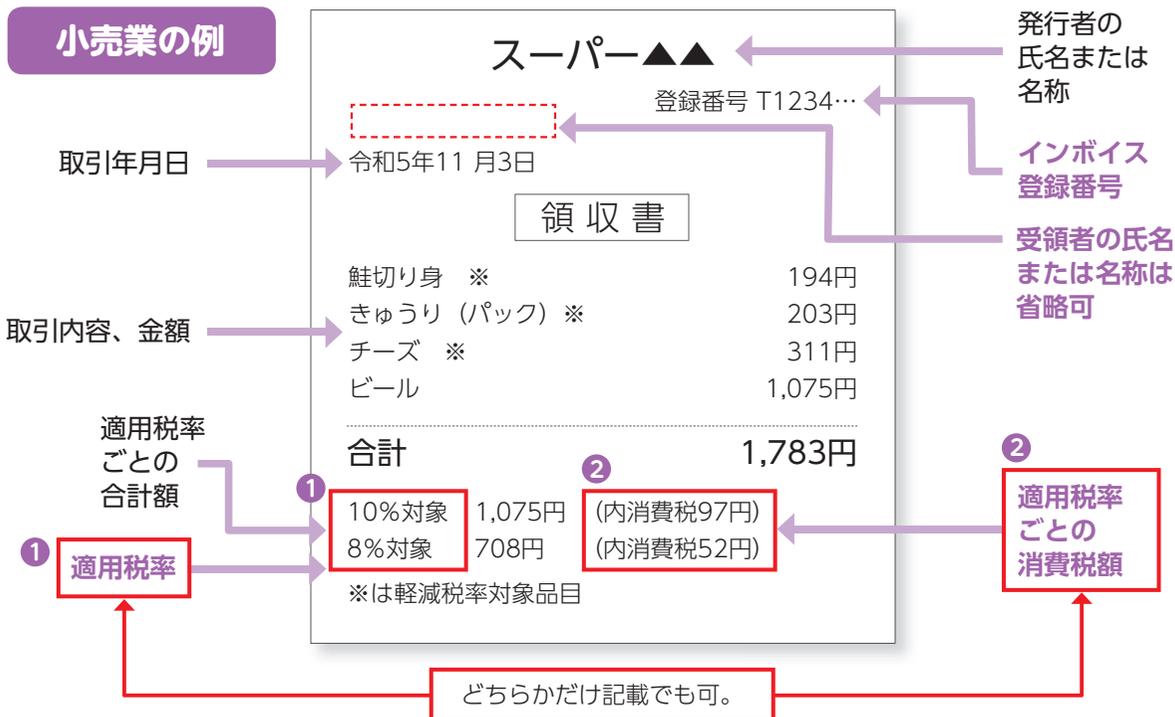
## 👍 簡易インボイスが認められる場合

不特定多数を取引先とする場合は、受領者の氏名または名称の記載を省略した、簡易インボイスを発行することができます。また、消費税額または適用税率のどちらかのみでの記載でも認められます。

対象となる事業は小売業、飲食店業、旅行業、タクシー業などです。

2

インボイスの実務を確認しよう



これまで使用している領収書に「発行者の氏名または名称」「取引年月日」「取引内容と金額」が記載されていれば、「適用税率」と「インボイス登録番号」をゴム印などで押印することで、簡易インボイスとして利用することができます。

# 消費税の端数処理は 税率ごとに1回のみ

消費税の端数処理は、切上げ、切捨て、四捨五入のいずれかを事業者が選択できます。インボイスに記載する、「税率ごとに区分した消費税等」に1円未満の端数が生じる場合は、1つのインボイスにつき、税率ごとに1回のみ端数処理を行います。

## 端数処理の例 (税抜金額をもとに消費税額を計算する場合)

① 税率ごとに、税抜き金額を合計

② 税率ごとに消費税額を計算

③ 税率ごとに端数処理(1回のみ)

請求書					
				令和5年11月30日	
				(株) ▲▲▲	
(株) ○○○御中				登録番号 T1234...	
請求金額16,340円 (税込)					
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11月3日	食品ラップ	6	418	2,508	
11月3日	アルミホイル	6	799	4,794	
11月10日	玉ねぎ ※	14	197	2,758	
11月10日	トマト ※	15	329	4,935	
10%対象で1回処理		10%対象計		① 7,302	② 730
				10%対象税込額	8,032
8%対象で1回処理		8%対象計		① 7,693	② 615
				8%対象税込額	8,308
合計					16,340

※は軽減税率対象品目

税率ごとに合計してから端数処理を1回。シンプルで簡単ですね!



7,302円×10%  
=730.2  
小数点以下を切捨て

③

7,693円×8%  
=615.44  
小数点以下を切捨て

税込金額をもとに計算する場合は、税率ごとに区分して合計し、10/110または8/108を乗じた金額に端数処理を行います。

消費税の端数処理は、切上げ、切捨て、四捨五入のいずれでも可


**NG 例**

- ① 商品ごとに、消費税額を計算し端数処理
- ② ①で算出した消費税額を税率ごとに合算
- ③ 商品の税抜き合計額に②を加える

**請求書**

令和5年11月30日  
(株) ▲▲▲  
登録番号 T1234...

(株) ○○○御中  
請求金額16,338円 (税込)

取引年月日	品名	数量	単価	税抜き金額	消費税額
11月3日	食品ラップ	6	418	2,508	250
11月3日	アルミホイル	6	799	4,794	479
11月10日	玉ねぎ ※	14	197	2,758	220
11月10日	トマト ※	15	329	4,935	394
10%対象計				7,302	729
10%対象税込額					8,031
8%対象計				7,693	614
8%対象税込額					8,307
合計					16,338

※は軽減税率対象品目

商品ごとの  
端数処理は

① **NG**  
2,508円×10%  
=250.8  
小数点以下を  
切捨てなど  
商品ごとに算出

② **合算NG**

② **合算NG**

複数の納品書を作成し、一定期間で請求する場合は、請求書と納品書の関連を明確にした上で、請求書でまとめて税率ごとの端数処理を行うか、各納品書で税率ごとの端数処理を行います。



# 返品や値引きなどには 適格返還請求書が必要

インボイスを発行したあとで、返品があったり、値引きをしたり、販売奨励金などが発生するときは、「適格返還請求書」を発行しなければなりません。インボイスの記載内容を把握できていれば難しくありません。



## 適格返還請求書の基本記載例①

### ● 適格返還請求書を別に発行する

### 支払明細書☆

令和5年12月28日  
(株) ▲▲▲  
登録番号T1234

受領者の氏名  
または名称 → (株) ○○○御中

返品額21,800円 (税込)

日付	品目	金額
11月5日	小麦粉 ※	1,000円
11月5日	キッチンペーパー	2,000円
.	.	.
.	.	.
合計		20,000円
消費税		1,800円

(10%対象 11,000円 内消費税1,000円)  
(8%対象 10,800円 内消費税800円)

※は軽減税率対象品目

売上にかかる  
対価の  
返還等を行う  
年月日

発行者の氏名  
または名称

インボイス  
登録番号

軽減税率  
適用の表記

適用税率  
または  
消費税額、  
または  
その両方

対価の返還等  
の元になった  
取引を行った  
年月日

取引内容、  
金額

☆値引明細書、割引  
明細書、販売奨励  
金明細書などと  
して発行されること  
もあります。



税制改正により、1万円未満の返品や値引きなどは、適格返還請求書を発行しなくてもOKになりました。振込手数料を値引き処理する場合もこの対象となります。

## 👍 適格返還請求書の 基本記載例②

- インボイスと同時に発行する場合  
／売上と返品を別々に記載する

**請求書**

令和5年11月30日  
(株) ▲▲▲  
登録番号T1234…

(株) ○○○御中  
令和5年11月分 109,400円 (税込)

日付	品名	金額
11月1日	鶏肉 ※	10,000円
11月1日	アルミホイル	2,000円
・	・	・
・	・	・
合計		120,000円
消費税		11,200円

(10%対象 88,000円 内消費税8,000円)  
(8%対象 43,200円 内消費税3,200円)

**返品明細書**

日付	品名	金額
11月5日	小麦粉 ※	1,000円
11月5日	キッチンペーパー	2,000円
・	・	・
・	・	・
合計		20,000円
消費税		1,800円

(10%対象 11,000円 内消費税1,000円)  
(8%対象 10,800円 内消費税800円)

※は軽減税率対象品目

インボイスの  
記載事項

適格返還請求書の  
記載事項

## 👍 適格返還請求書の 基本記載例③

- インボイスと同時に発行する場合  
／売上と返品を相殺して記載する

**請求書**

令和5年11月30日  
(株) ▲▲▲  
登録番号T1234…

(株) ○○○御中  
令和5年11月分 **109,400円 (税込)**

日付	品名	金額
11月1日	鶏肉 ※	10,000円
11月1日	アルミホイル	2,000円
・	・	・
・	・	・
合計		120,000円
消費税		11,200円

**返品明細書**

日付	品名	金額
11月5日	小麦粉 ※	1,000円
11月5日	キッチンペーパー	2,000円
・	・	・
・	・	・
合計		20,000円
消費税		1,800円

(10%対象 77,000円 内消費税7,000円)  
(8%対象 32,400円 内消費税2,400円)

※は軽減税率対象品目

売上高と対価の返還等の金額を相殺して、相殺後の金額に対する消費税額を税率ごとに記載することも可能

# 一括値引きをした場合、 按分計算で対応できる

インボイスの基本的な記載例を挙げますので確認しておきましょう。  
取引先コードによる記載や仕入明細等による記載、複数の書類による対応も可能です。

## 👍 一括値引きがある 場合の記載例①

- 値引き後の税込金額を税率ごとに区分して合計した額を記載

領収書	
令和5年11月30日 (株) ▲▲▲ 登録番号T1234...	
贈答用洗剤	3,300円 ② → 10% 対象
豚肉加工品 ※	2,160円 ③ → 8% 対象
小計	5,460円 ④
割引	1,000円 ①
合計	4,460円
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">           (10%対象 2,696円 内消費税245円)            (8%対象 1,764円 内消費税130円)         </div>	
※は軽減税率対象品目	

## 👍 一括値引きがある 場合の記載例②

- 値引き前の税抜金額または税率ごとに区分して合計した税込価額と税率ごとの値引額を記載

領収書	
令和5年11月30日 (株) ▲▲▲ 登録番号T1234...	
贈答用洗剤	3,300円 ② → 10% 対象
豚肉加工品 ※	2,160円 ③ → 8% 対象
小計	5,460円 ④
	(10%対象 3,300円)
	(8%対象 2,160円)
割引	1,000円 ①
	(10%対象 604円)
	(8%対象 396円)
合計	4,460円
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">           (10%対象 消費税245円)            (8%対象 消費税130円)         </div>	
※は軽減税率対象品目	

値引き額は、金額の比率で按分して税率ごとに区分します。  
 計算方法は次の通りです。



$$\text{値引額} \times \frac{\text{対象の金額}}{\text{全体の金額}} \doteq \text{按分した値引額}$$

## 値引額

### ●10%対象

$$\text{① } 1,000\text{円} \times \frac{\text{② } 3,300\text{円}}{\text{④ } 5,460\text{円}} \doteq \text{③ } 604\text{円}$$

### ●8%対象

$$\text{① } 1,000\text{円} \times \frac{\text{③ } 2,160\text{円}}{\text{④ } 5,460\text{円}} \doteq \text{② } 396\text{円}$$

## 値引き後の税込金額

### ●10%対象

$$\text{② } 3,300\text{円} - \text{③ } 604\text{円} = \text{④ } 2,696\text{円}$$

### ●8%対象

$$\text{③ } 2,160\text{円} - \text{② } 396\text{円} = \text{④ } 1,764\text{円}$$

消費税額は、値引き後の  
 税込金額から計算します。

### ●10%対象

$$\text{④ } 2,696\text{円} \times \frac{10}{110} \doteq 245\text{円}$$

### ●8%対象

$$\text{④ } 1,764\text{円} \times \frac{8}{108} \doteq 130\text{円}$$



# インボイスに屋号の記載OK! 公表には届出を

インボイスに記載する氏名や名称については、電話番号などを記載して発行事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などでもかまいません。ただし、国税庁の公表サイトで公表するためには、届出が必要です。

## ✓ 公表されるインボイス事業者の情報

- ① インボイス事業者の氏名または名称
- ② 法人は、本店または主たる事務所の所在地
- ③ 特定国外事業者以外の国外事業者は、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- ④ 登録番号
- ⑤ 登録年月日
- ⑥ 登録取消年月日、登録失効年月日

①～⑥までの事項に加え、次の事項も追加して公表することができます。

### ① について

- 個人事業主の主たる屋号、主たる事務所の所在地等の公表を希望する場合
- 住民票に併記されている外国人の通称もしくは旧姓を氏名として公表、または氏名と併記して公表することを希望する場合

インボイス登録申請書と併せて「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出します。

### ② について

- 人格のない社団等の本店または主たる事務所の所在地の公表を希望する場合

